

岐阜労働局発表  
平成25年1月31日(木)

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 担<br>当 | 岐阜労働局雇用均等室                          |
|        | 雇用均等室長 熊倉 澄子                        |
|        | 雇用均等室長補佐 森田 邦子                      |
|        | 電話 058-245-1550<br>FAX 058-245-7055 |

## 平成25年2月～3月の毎週水曜日

## パートで働く人のための労働相談会を開催します！

岐阜労働局（局長 佐々木秀一）では、非正規労働者の雇用環境が厳しい中、短時間労働者についても、正社員とのバランスの取れた処遇について相談の潜在的ニーズは高いと考えられることから、積極的にパートタイム労働法の周知を行い、個別相談に応じるため、下記により「パートで働く人のための労働相談会」を開催します。

開催日時：平成25年2月～3月の毎週水曜日（3月20日(祝)を除く）  
9時～17時まで（12時～13時を除く）

場 所：岐阜労働局 4階 相談ブース（専門の相談員（社会保険労務士）が対応）  
（岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎内）  
※電話相談も可（058-245-1550）

対 象 者：短時間労働者、パートでの就労を希望する方、事業主など

相談内容：「パートタイム労働法」に関すること（労働条件に関する文書の交付等、差別的取扱いの禁止、賃金の決定方法、通常の労働者への転換等）

※パートタイム労働者に係る労働関係法令、パートタイム労働者を取り巻く関連諸制度についても、必要に応じて情報提供します。

<パートで働いている方、パートで働きたい方に>

# パートで働く人のための労働相談会

岐阜労働局雇用均等室

正社員は昇給する  
のにパートは、何  
年働いても同じ賃  
金・・・

退職金があるかどう  
かがわからない・・・

パートから正社員  
になれないの？

パートタイム労働法っ  
てどんな法律？

このような疑問や相談にお答えします。

\*相談費用は無料です。

\*御予約の必要はありませんが、相談状況によってはお待ちいただくことがあります。

日時：平成25年2月、3月の毎週水曜日（3月20日(祝)を除く）  
9時00分～17時00分（12時～13時を除く）

場所：岐阜労働局4階 相談ブース

※電話相談も可（058-245-1550）

相談の種類：パートタイム労働法等に関する各種相談

- ・正社員とパートの待遇のバランス
- ・正社員への転換
- ・その他

（裏面をご覧になり、パートタイム労働法に沿って、あなたの状況を確認してみてください。）

パートタイム労働者の方や、パートでの  
就労をご希望の方を対象として個別に相談  
をお受けします。

パートタイム労働に関する疑問点やパート  
タイム労働法の内容について分かりやす  
くご説明いたします。お気軽にご利用くだ  
さい。（仕事の紹介などの職業相談ではあ  
りません。）

お問い合わせ先

岐阜労働局雇用均等室

岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階

TEL 058-245-1550

## パートタイム労働法に沿ってあなたの状況を確認してみましょう

### ※パートタイム労働法の対象となる「パートタイム労働者」とは？

→「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

(「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」等の名称のいかんにかかわらず、上記に当てはまれば「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。)

### 労働条件に関する文書の交付等（第6条）

あなたは、雇い入れの際、事業主から「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」等を含む労働条件を文書で明らかにしてもらっていますか？

### 差別的取扱いの禁止（第8条）

正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者（注）の方は、正社員と差別のない待遇を受けていますか？

（注）正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者とは？

①職務内容（業務の内容と責任）、②人材活用の仕組みや運用などが正社員と同一であって、③無期又は無期と同視できる労働契約を締結しているパートタイム労働者をいいます。

### 賃金の決定方法（第9条）

パートタイム労働者の賃金は、正社員とのバランスを考慮しつつ、職務内容や成果、意欲、能力、経験等の要素を勘案する等により決定することとされています。あなたの賃金はどのように決定されていますか？

### 教育訓練（第10条）

正社員と職務内容が同じパートタイム労働者の方は、職務の遂行に必要な能力を得るために正社員に実施されている研修などを受けられるようになっていますか？

### 福利厚生施設（第11条）

正社員が利用できる福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）について、パートタイム労働者も利用できるよう配慮されていますか？

### 通常の労働者への転換（第12条）

事業主は、パートタイム労働者が正社員に転換できるチャンス（正社員募集への応募、正社員登用試験の受験など）を設けることとされています。あなたは、正社員に転換できるチャンスについて、具体的な内容を知らされていますか？

### 待遇の決定に当たって考慮した事項の説明（第13条）

雇い入れられた後、あなた（パートタイム労働者）の待遇を決定するに当たって考慮された事項について、会社（人事担当者など）に説明を求めることができます。

**詳しくは下記の厚生労働省又は岐阜労働局のHPをご覧ください。**

厚生労働省 よくある質問はこちら→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1j.html>

条文はこちら→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-11.html#01>

岐阜労働局のHPのアドレス <http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>